#### 津市病院群輪番制病院運営事業補助金交付要綱

平成26年3月31日訓第24号

改正 平成28年10月31日訓第66号 令和2年3月31日訓第40号 令和3年7月30日訓第53号 令和6年3月27日訓第17号

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、救急医療体制の整備の円滑かつ迅速な推進を図るため、 津市補助金等交付規則(平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。) の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。 (名称)
- 第2条 前条の補助金は、「病院群輪番制病院運営事業補助金」(以下「補助金」という。)と称する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、別表第1に定める診療時間に、輪番制方式により病院群輪番制病院運営事業を実施する事業者(以下「補助対象事業者」という。)に対して、病院群輪番制病院運営事業に要する費用(以下「交付対象経費」という。)をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金は、別表第2に定める基準に基づき算出した交付対象経費の額 を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。 (状況報告)
- 第5条 補助対象事業者は、各半期末日現在の補助事業の実施状況を当該期間 経過後速やかに、別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (実績の報告)
- 第6条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出は、 補助事業が完了した日から起算して20日を経過した日又は補助の交付の決 定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに次に掲げる書類を添 えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 病院群輪番制病院運営事業結果報告書

- (2) 病院群輪番制病院運営事業実績報告書
- (3) 病院群輪番制病院運営事業実績内訳書 (委任)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
  - この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年10月31日訓第66号)

この訓は、平成28年11月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の規定は、同年10月15日から適用する。

附 則(令和2年3月31日訓第40号)

この訓は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月30日訓第53号)

この訓は、令和3年8月1日から施行し、改正後の別表第1及び別表第2の 規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(令和6年3月27日訓第17号)

- 1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、この訓の施行の日以後の申請に 係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従 前の例による。

# 別表第1(第3条関係)

区分	診療時間		
休日、年末年始及び 土曜日	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで		
平日	午後6時から翌日の午前8時30分まで		

### 備考

- 1 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律 第178号)に規定する休日(年末年始の期間に含まれる休日を除く。) をいう。
- 2 「年末年始」とは、12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。
- 3 「土曜日」とは、休日又は年末年始に当たる土曜日以外の土曜日をいう。
- 4 「平日」とは、休日、年末年始及び土曜日以外の日をいう。

# 別表第2(第4条関係)

### 1 単価明細表

区分		金額(1回につき)
休日	連続する休日以外の場合	270,200円
	連続する休日の場合	289,500円
年末年始		386,000円
土曜日		170,070円
平日		96,500円

## 2 救急患者受入れ実績加算

区分	金額
輪番日における救急車で搬送された救急搬送患者1 名につき	4,000円
輪番日における他の医療機関からの紹介患者1名に つき	4,000円

### 3 医師派遣実績加算

区分	金額		
輪番日における救急医療体制 の確保のために他の医療機関 から派遣を受けた医師1名に つき	休日	昼間	75,000円
		夜間	115,000円
	年末年始	昼間	115,000円
		夜間	130,000円
	土曜日	昼間	45,000円
		夜間	115,000円
	平日	夜間	100,000円

#### 備考

- 1 「昼間」とは、午前8時30分から午後6時までの時間帯をいう。
- 2 「夜間」とは、午後6時から翌日の午前8時30分までの時間帯をいう。
- 3 加算の対象となる医師の派遣は、1輪番日につき各区分1名を限度とする。
- (注1) 補助金の額は、1で算定する単価に2及び3で算定する加算金額 を加えた額とする。
- (注2) この表において使用する用語の定義は、別表第1に定めるところ による。